

2019年4月1日 商法改正に伴う注意点のご案内

1. 「発送時における危険物の通知義務」について

2019年
3月まで

商法上、
通知義務の
明示なし

4月1日
より

ご依頼主様に危険物を含む荷物について当社への

通知義務が課せられます。

通知をせずに、その荷物が原因で車両火災・航空機事故などが発生した場合、航空会社等から**損害賠償を請求される可能性**があります

通知が必要な内容

内容物に危険物が入っている場合は、その旨の通知及び、品名・性質など安全に輸送するために必要な情報を当社へ通知してください。

ヤマト運輸では約款上、危険物の荷受けを拒絶する事がございます。

危険物とは？

危険物とは「引火性・爆発性・その他危険性を有するもの」を言います。

例：花火・クラッカー（火薬類）・
ガソリン・灯油類（引火性液体）

航空危険物について

当社では一部地域間の輸送において航空機を利用しています。航空危険物は航空機での輸送は行えず、陸上または海上輸送に切り替えるため、お届けが遅れる可能性がございます。

事前に内容物をご確認頂きますようお願いいたします。
また、発送時に「お荷物の申告書シール」での確認・署名にご協力をお願いいたします。

代表的な航空危険物 ▶ スプレー缶・ライター・リチウム電池（スマートフォン・モバイルバッテリー）

※その他詳細は裏面をご確認ください。

2. 「運送事業者の責任の消滅期間」について

2019年
3月まで

荷物の配達後1年の時効

4月1日
より

荷物の配達後1年の除斥期間

除斥期間とは？

除斥期間とは、一定の期間の経過により当然に権利を消滅させる事を指し、今までの時効とは異なり、消滅期間の進行が止まったり、リセットされることがありません。

荷物の紛失が発生した場合は、1年以内に当社へ連絡がない場合、荷物に対する当社の責任が消滅しますのでご注意ください。

ただし、荷物の破損については、約款上、配達完了後14日以内に当社へ連絡いただく必要がございます。

お問い合わせはサービスセンターへ

フリーダイヤル

0120-01-9625

携帯電話からは
ナビダイヤル

0570-200-000



ヤマト運輸株式会社

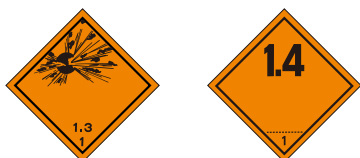
<http://www.kuronekoyamato.co.jp/>

お荷物の内容物をご申告ください

- 危険物の輸送は法律で禁止されています。
 - 2019年4月1日の商法改正(*)により、ご依頼主様が危険物を無申告で送り事故等が発生した場合、**ご依頼主様が損害賠償を請求される可能性**があります。
 - お届けが1日以上遅れる場合があります。
- (*) 商法第572条規定

航空機による輸送ができないもの

花火・クラッカー・発煙筒・
弾薬など



※区間によらず宅急便の取り扱い自体ができません。

火薬類

ダイビング用ボンベ・
カセットコンロ用ガスなど



高压ガス

ライター・化粧品・香水・
ヘアスプレー・マニキュアなど



引火性液体

マッチ・炭など



可燃性物質類

小型酸素発生器・
過酸化物質・漂白剤など



酸化性物質類

殺虫剤・農薬・染料・消毒剤・
除草剤など



病気を
移しやすい物質

毒物類

薬事法に規定する医薬品または
医療器具に装備されている物質など



放射性物質

液体バッテリー・蓄電池・
UPS・水銀など



腐食性物質

磁石・救命用具・石油ストーブ・
リチウム電池(単体)など



その他の有害物件



上記のような品目や
マークのある段ボール箱は、
内容物にかかわらず航空機に
よる輸送ができません

ライター・カイロ・スプレー・
化粧品は入っていませんか？

ゴルフバックや
スーツケースの中身に
特にご注意ください。



その他 ①



「リチウム電池ラベル」が外箱に印刷
またはシール貼付がされている場合は
航空搭載可能です。

●パソコン・携帯電話・デジカメ・ゲーム機

その他 ②



品名(ワレモノ・なまもの裏面の「宅急便」)
原目)をよくご確認ください。品名はできるだけ
詳細に記入してください。

ペットボトル(お茶)

ゴルフ・スキー・空港 クラブ本数
ゴルフ・スキー・本
プレー目録
本
部集印

液体物を送る場合は、液体名を
送り状の品名欄に必ずご記入
ください。

航空搭載に該当する区間にお荷物を送る場合、「お荷物の申告書」にご署名をお願いしております。